HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	故意の行為の成り立ちについて : Aristoteles, EE6-11 (その2)
Author(s)	田中, 享英
Citation	北海道大學文學部紀要, 36(1), 1-28
Issue Date	1988-01-16
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33521
Type	bulletin (article)
File Information	36(1)_PR1-28.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

故意の行為の成り立ちについて

―― Aristoteles, *EE* II 6-11（その2）――

田中享英

アリストテレスの『エウデモス倫理学』（EE）Ⅱ6―11は一続きの論究である。最初にⅡ6においてかれは「人間はある種の行為の始めである」（1222b19）と述べ、「人間はどのような行為の原因であり、始めであるか」（1223a15-16）と問う。そして、「われわれはみな、故意の、そして各自の選択にもとづく行為については、その責任（原因）がその人間にあることを認めている」（1223a16-17）として、「故意のとはどういうことか」（1223a21）、また「選択とはなにか」（1223a21-22）という問題を、Ⅱ7―10において探究する。これらの問題に対するかれの答は、「故意の」とは「行為の相手や手段や目的を知っていて」（1225b2）なした行為のことであり、「選択」とは「思案にもとづく欲求」（1226b17 および b19-20）である、というものである。そして最後にⅡ11において、「徳は行為を選択するときの目的を正しいものにする」（1228a1-2）のであり、「人がどのような人間であるかは、選択によって、すなわちかれが何のために行為するかによって判定される」（1223a2-4）と述べて論を結んでいる。

私は、アリストテレスがこれらの諸章において探究したのは行為の原因についてであり、結局、行為とは何かとい

う問題であったと解する。「故意」とはどういうことであり「選択」とは何であるかをかれが究明したのも、これらがまさしく行為の本質的徴表だからであり、それによって行為そのものの成り立ちを明らかにするためであった。

そして、この探究によってアリストテレスが明らかにしたことは、行為の原因は欲求ではなくて選択であること、本来の意味での行為は選択された行為であり、故意の行為はその部分、あるいは部分的実現であること、行為が目指し、行為を成り立たせるものは快ではなくて善であること、などであったと考える。しかもさらにアリストテレスがこれらの解明において立証しようとしたのは、行為というものが言葉によって成立する（なぜならそれは知と思案によって成立するから）ということ、および、善い行為のみが行為として成立する（従って、人は善く生きているときにのみ、生きている）ということであったのではあるまいか、というのが私の見当である。

1　故意の行為は欲求によっては定義されず、思考によって定義されること

さてアリストテレスはＥＥⅡ7―9において、故意の行為とは何かを分析する。行為が「故意」であると言われるのは、（1）それが欲求に従っているときであるか、（2）選択に従っているときであるか、それとも、（3）思考に従ってそう言われるのか。アリストテレスはこれら三とおりの答えのうち、第一と第二を退け、第三を採る。

「欲求」に従った行為が故意の行為であると言えない理由は、ＥＥⅡ7においてほぼ次のように示される。欲求とは欲望か憤激か願望である。まづ、故意の行為とは「欲望」に従った行為のことであるという定義はどうか。たとえば意志の弱い人の行為の場合は、この定義でよいように思われる。なぜなら、そのような人の行為はまさに欲望に従

ったものであり、しかも故意の行為であると考えられているからである。ところが、意志の強い人の行為を考えてみると、この定義は成立しない。なぜなら、意志の強い人とは欲望に負けず、分別に従って行為する人であり、しかも故意に行為すると考えられているからである。次に、「憤激」によって故意の行為を定義することは、やはり上と同様の理由によって斥けられる。というのは、憤激についても一種の意志の弱さと強さがあるからである。「願望」による定義は、すでに述べたことから明らかなように、意志の弱い人の行為を説明できない。なぜなら、意志の弱い人は、できることならそうしたくないという願望に反し、欲望に引きずられて、故意の行為をするのだからである。以上により、故意の行為は、欲望によっても憤激によっても願望によっても定義できないことが明らかになった。従ってそれは、欲求によっては定義されないことになる。なぜなら、これら三つのいづれでもない欲求は存在しないからである。

次に、故意の行為は「選択」された行為と同じであるとすることもできない。なぜなら、人は突然に願望して行為するということがあり、しかも願望された行為はすべて故意の行為であるが、突然に選択するということはありえないから（なぜなら選択とは思案にもとづく欲求だから）である（cf. 1223b38-1224a4）。

こうして、EEⅡ9において、残された途は故意の行為を「思考（認識）」という点から定義することであることが示される。つまり、自分のなすことを「知っていて」なすばあい、すなわち、自分の行為が誰に対してなされているか、自分が手にしている道具が何であるか、自分のなそうとしている行為が何であるかなどを知っていてなすときには、その行為は故意であり、そうでないときには、故意ではないと考えられる。従って、「それをなさぬことが自分の意のままになることであって、しかも知らずにではなく自らのゆえになしたことは故意であり、それが故意のこ

とである。これに対して、知らないうちに、知らなかったためになしたことが、意に反したことである」(1225b8-10)。

以上、故意の行為についてのEEⅡ7—9におけるアリストテレスの議論は、要するに、それが欲求によっては定義されず、思考の点で定義されること、またそれは選択された行為と同じではないこと、などを明らかにした。ではこれらのことは、人間の行為について何を明らかにするか。

2　行為が故意であることの原因は欲求ではないこと

まず、「故意の」ということが欲求によって定義されないということは、故意の行為を「故意の」ものたらしめている原因が欲求ではないということ、そしてそのかぎり欲求は「故意の行為」の原因ではないということを意味する。そしてこのことは、さらに、欲求がそもそも「行為」の原因ではないことを示唆する。というのは、もしもすぐれて人間の行為と呼ばれるものが「故意の行為」であり、しかも欲求が故意の行為の原因ではないとすれば、そういうことが帰結すると推測されるからである。これらを明確なかたちで示すこと、そしてその正確な意味を述べることが、以下における課題である。われわれの仕事は、アリストテレスがきり開いた論理をわれわれの言葉でたどることである。

そこで問題になるのは、欲求が故意の行為の原因ではないということがどういう意味で言われるのかということであろう。というのは、むしろ欲求が行為の原因であるというのが、われわれにとっては常識であると思われるからである。そしてもしそうだとすれば当然、それは故意の行為の原因でもあることになるのではないか。アリストテレス

は何を言っているのか。

さて、アリストテレスはＥＥⅡ７において「故意の」ということが欲求によっては定義されないことを示し、これによって欲求が故意の行為の原因ではないことを明らかにしたと考えられるが、これは、言いかえれば、欲求が故意の行為の成立に本質的な関係をもたないということである。

このことは、故意の行為には欲求が伴なわないということではない。なぜなら、たとえば意志の弱さによる行為は、故意の行為であり、しかも欲望によって生ずる（1223a36-b3, et al.）。また、憤激に駆られて他人を傷つけたような場合も、故意の行為と見なされる（cf. 1223b21）。さらにまた、願望に従った行為はすべて故意であると思われる（1224a1-2）。このように、欲求に従った行為で、しかも故意である行為がいくらでもある。しかし問題は、これらの行為における「欲求」と「故意」との関係である。「故意の」ということが「欲求」によって定義されないということは、これらのあいだに本質的な関係が存在しないということ、つまり、ある行為が欲求に従ったものであり、しかも故意のものであったとしても、それは欲求のゆえに故意であるのではないということを意味する。

このことを証明する一つのやり方は、ある行為が欲求に従ったものであればそれは故意のものであり、しかもそのときに限ってそうである、ということが成り立たないということを示すことである。そのことをアリストテレスは、「欲求」の一つ一つをとりあげ、その各々について検討するという仕方で証明してみせた。すなわち、欲求とは「欲望」と「憤激」と「願望」であるが、そのいづれもが故意の行為を故意のものたらしめる根拠になりえないことを示したのである。かれのこの証明は、一見して分るように、まづ、故意の行為を欲求のうちの特定の一つによって定義しようとする試みが成功しないことを示す。すなわち、行為は「欲望」に従ったものであるときに故意のものであり、

しかもそのときに限ってそうである、という説に対しては、第四の議論（1223b10-16）の、意志の強い人の行為は欲望に反するにもかかわらず故意の行為であるという論理が、その反証となる。また「憤激」についても同様の議論が成立し（1223b18-19）、「願望」説に対しては、意志の弱い人の行為が願望に反するにもかかわらず故意のものであるという論理が反証となる（1223b29-36）。つまりこれらの議論によって、故意の行為が「故意」のものとして成立するのは「欲望」によってでも「憤激」によってでも「願望」によってでもないことが明らかになったと言える。

だがここに一つの疑問が生ずるかもしれない。それは、いま明らかにされたことは故意の行為がある特定の欲求によって定義されないということであって、このことは、それが一般的に「欲求」によって定義されないということとは違うのではないかという疑問である。というのは、「欲求」とただしく呼ばれうるものが仮に「欲望」と「憤激」と「願望」という三つのもの以外にないとしても、故意の行為を故意のものたらしめているのはこれらのうちの特定のどれかではなくて、あるときには「欲望」が、あるときには「願望」がというように、欲求のうちの不特定のどれかがそのつど故意の行為の原因になっているという可能性もあるように思われるからである。そしてもしそうだとすれば、意志の弱さによる行為の場合は「欲望」が故意の行為の原因であり、意志の強い人の場合は「願望」が原因であると見なせばよいことになろう。だが、この考えかたに対して、アリストテレスは次のように反論するであろう――いまもしこのように、「欲求」を「何らかの欲求」というゆるい意味にとるとすると、今度は、すべて「欲求」に従ったことが故意のことであり「欲求」に反したことが意に反したことであるということが、言えないことになってしまう。なぜなら、もしもこの考えかたに従って、ある行為が「欲望」と「憤激」と「願望」のうち任意の一つに従ったものであれば故意であり、それに反したものであれば意に反した行為であるとするなら、ＥＥⅡ７の第三議論（1223

53-10）が示すように、意志の弱さによる行為は、欲望に従い願望に反した行為であるがゆえに、故意であるとともに意に反した行為であると言わざるをえないことになってしまうからである。また、特に第三議論に拠らずとも、すでに見た第四議論によっても同じことが示される。なぜなら、もしも「何らかの欲求」に反した行為はすべて意に反した行為であるとすると、意志の強い人の行為も、「欲望」に反したものであるかぎり、意に反した行為であることになってしまう。

しかしこれに対しては、さらに疑問が残るかもしれない。というのは、意志の弱さによる行為の場合、たしかに欲望と願望という二つの欲求の間の葛藤があり、その意味では、欲求に従うとともに欲求に反した行為であるとも考えられるが、これを厳密に考えるならば、その葛藤が存在するのは行為が行なわれる直前までのことであって、行為が為される瞬間にはすでに一方の欲求（すなわち「欲望」）が支配権を確立している。したがって、意志の弱さによる行為の場合でも、厳密に見れば単一の欲求が行為を起こす原因なのではないか。また、これは意志の強さによる行為においても同様なのではないか。そして、もしすべての行為においてこのように、「何らかの欲求」がそれぞれの行為に一つづつ支配的なものとして存在すると考えられるならば、まさしくこのさまざまな欲求が、それぞれの行為を故意のものたらしめている原因であるのではないか。この疑問に対して、アリストテレスは、おそらく次のように簡単に反論するであろう――もしも、上に主張されたように、すべての行為が欲求に従ったものであり、しかも欲求が行為を故意のものたらしめるのであるとすると、すべての行為が故意のものであることになり、およそ意に反した行為というものは存在しないことになってしまうだろう。なぜなら、上の主張によれば、行為がなされる瞬間にはもはや二つの相反する欲求は存在せず、行為はただ一つの欲求に従ってのみ起るのであるが、もしそうであれば、欲求に反し

た行為というものは存在しないことになるからである。（また、この結論の不可能さからみれば、意志の弱さによる行為のうちに欲望と願望という相反する二つの欲求があることを否定する見方のほうが「厳密」であるかどうかも、疑わしいことになろう。一つの行為が二つの相反する欲求に従ってなされるということはありえないが、一つの行為のうちに相反する二つの欲求があるということは可能であると思われる。また、たとえば意志の強さによる行為のように、欲望に反した行為があり、したがって欲求に反した行為というものもたしかにあると思われる。そしてもし上の議論における前提をそのように改めるなら、議論は再びわれわれがさきに示したところへ帰ることになる。）

さてわれわれは以上によって、欲求が、故意の行為が故意であることの原因ではないことを明らかにしえたということができるだろう。「欲求」とは欲望か憤激か願望のことであると思われるが、「欲求」をこれらのうちの特定の一つとするにせよ、あるいは任意の一つとするにせよ、「故意の」ということを「欲求」によって定義する試み、すなわち、欲求に従ったことが故意であり欲求に反したことが意に反したことであると定義する試みは成立しないのである。そしてこれは、言いかえれば、故意の行為がかりに欲求を伴うものであったとしても、その行為のうちにある「欲求」と、その行為が「故意」のものであることの間に本質的な関係がないこと、つまり、故意の行為は欲求によって故意であるのではないことを意味する。欲求は行為が故意であることの原因ではない。

3　欲求と行為の関係について

さて、それでは、欲求と行為の関係はどういうことになるだろうか。われわれの議論は欲求が「故意の」行為の原

因ではないことを明らかにしたが、これによって、欲求は「行為」そのものの原因でもないことになるのだろうか。そして、もしそうだとすると、欲求なしにも行為はあるということになるのか。あるいは、そうではなく、欲求は行為が「故意」であることの原因ではないが、「行為」の原因ではあるのであって、欲求なしに行為はない、ということになるのか。だが、実は、いまのわれわれはこれらの問に直接に答えるべき地点にはいない。アリストテレスは、これらの問にたいする直接の答えをどこにも示していないが、われわれはむしろ、かれがその答を直接に示さなかった理由を認識しなければならない。その理由とは、いまわれわれとアリストテレスは、「行為」とは何かという問を、故意の行為が「故意」であるとはどういうことかという問をとおして探究しているのだということに他ならない。この事態については、もう少し明確にしておく必要があろう。

まず、上に挙げた二つの考えかたのうち、欲求なしに行為はなく、すべての行為は欲求から起こるという見解は、おそらく現在われわれのあいだに最も多くの信者を得ている説であり、またそれなりの正当さをもっていると思われる。そして、いまこの考えかたに基づいて、上に得られたわれわれの結論を解釈するなら、それはこうなるだろう。いわく、「すべての行為は欲求によって起る。だが、すべての行為が故意の行為であるわけではない。したがって、故意の行為と欲求に従った行為とは同じではなく、またこのとき、欲求は行為が故意であることの原因ではない。」しかし、この解釈はなるほど尤もらしいが、アリストテレスが示したのはこのことであったと誰かが主張するとしたら、それは当たっていない。なぜなら、アリストテレスは、そのようなことの証明――たとえば、欲求に従った行為であって故意の行為でないものがある、といった証明――は一切試みていないからである。（かれが示した反証は、欲求に反した行為であって故意の行為であるものがある、というものであった。）そして実際のところ、それを示すことは、

この解釈の表面的な尤もらしさにもかかわらず、意外に困難なのである。というのは、それでは故意の行為のほかにどんな行為があるかといえば、たしかにたとえば意に反した行為や無意識の行為を思いつくけれども、今度は、これらの行為が欲求に従ったものであるとは考えにくいことになる。故意の行為と欲求に従った行為とを区別することは、おそらく、アリストテレスがとった方法と意味において以外には、ほとんど不可能であろう。かれは、欲求に従った行為とは何であり故意の行為とは何であるかを、初めから明らかなものと前提したうえで両者の関係を考察するのではなく、むしろ、すでに述べたように、そもそも「行為」とは何であるかを「故意の」ということをもとに探究しようとしている。ここでは、故意の行為のほかにも行為はあるかという問はしばらくお預けとなる。かれが証明したのは、とにかくわれわれは「故意の」ということを「欲求」によっては捉えていないということであった。

そもそも、ひとは、欲求が行為の原因であると言うとき、何を言おうとしているのだろうか。おそらく、それはまづ、欲求がなければ行為はないということ、言いかえれば、行為のあるところには必ず欲求が存在するということであろう。だがそれでは、それはたとえば、身体なしに行為はないというのと同じような意味であろうか。それともそれは、単にそのような必要条件の一つを言っているのではなく、まさに行為を起こす原因のことを言っているのか。だがしかし、だからといって、欲求があれば必ず行為があるとまでは主張していないのではないか。しかし少くとも、欲求が行為の原因であるという説は、身体が行為の原因であるとする主張よりは、人間が行為の原因であるという主張に近いと言うべきだろうか。しかし、行為は人間だけのものだが、欲求は他の動物にもある。とすると、欲求は行為の、十分な意味での原因であるとは言い難いのではないか。――こういったことをどこまで検討したうえで、ひとはこの説を信じているのだろうか。

行為には原因がある。行為は運動の一種である（1222b29）から、その運動を起こす原因（1222b21）がなければならない。この原因が何であるかが、われわれとアリストテレスの探究の主題である。ここに言う「原因」は、もちろん単なる運動の原因ではないし、動物の行動の原因でもなく、人間の「行為」の原因（1222b19）でなければならない。それを「欲求」と呼んでいいかというのが、したがって、問題なのである。もしも始めから「欲求」とは「行為の原因」のことであるというのであれば、この問題は無意味となろう。しかしそのときには、「欲求が行為の原因である」という主張も、正しい主張というのではなく、単なる同語反復となる。しかし事実を言えば、おそらく、欲求は動物の行動の原因（cf. De Anima 433a21, De Motu Animalium 700a34-35）なのである。人間の行為もある意味で動物の行動の一種である。したがって、行為があれば行動があり、行動なしに行為はない。ゆえに、その意味で、欲求なしに行為はない。しかし、欲求があれば行為があるとは言えないだろう。われわれは、あることを、したいけれどもしない、ということがあるからである。したがって、欲求は行為を行為として成り立たせる原因ではなく、行為は欲求から生ずるのではない。

4　行為が故意であることの原因は思考であること

行為が「故意」のものであるか「意に反した」ものであるかは「欲求」によっては定義できないこと、また、「選択」によって定義されるのでもないこと（これについてのアリストテレスの簡潔な議論は小論の初めに記した）を明らかにしたうえで、アリストテレスは、結局、「思考」による定義を受け入れる。すなわち、知っていて、意識的に、

つまりその行為を「思考」のうちに把握しつつ、行なったとき、その行為は故意のものであり、知らずにやってしまったことが、意に反した行為である。これを、EEⅡ9は、つぎのように言う。「それをなさないことが自らの意のままになることであって、しかも知らずにではなく自らのゆえになしたことは故意であり、故意とはそのことにほかならない。これに対して、知らないうちに、知らなかったためになしたことが、意に反したことである。」(1225b8-10)

アリストテレスはこの定義を、意に反しての行為と対比させて導き出した。意に反してなされた行為とは、知らずにやってしまった行為であるから、故意の行為とは知っていてやった行為であることになる(cf. 1225b1-10)。ここで「知らずに」とは、自分が「誰を何によってどうしようとしているのかを知らずに」(1225b2, 5-6)ということ、たとえば「メロペのように自分の息子を敵と間違えたり、先の尖った槍を先の丸い槍と思いこんでいたり、相手を助けようと思って飲ませた薬で殺してしまったり」(EN 1111a11-14, cf. EE 1125b3-5)ということ、つまり行為を構成する個別的要素について知らずにやってしまうことを指す。このような不知――というのは、これはいわゆる「無知」とは区別される(cf. EN 1110b28-33)からであるが――にもとづく行為は、意に反してのこと、つまり過失であって、その責任は強くは問われず(cf. 1223a18)、ときには憐れみや同情が寄せられる(cf. EN 1109b32, 1111a1-2)。したがって、故意の行為とは、これと反対に、これらの個別的要素を知っていて意識的になしたことである。

故意の行為と意に反した行為についてのこのような定義は、これらの行為についてのわれわれの日常的な理解に基づいている。そのことは、たとえば法廷において行為の責任が問われるとき、このような知と不知がさまざまな形で問題になることによっても裏付けられる。今日のわれわれの法律においても、「過失」については、上に触れられていたとおり情状が酌量されるほか、ポジティブな意味での過失は、「通常人として尽くすべき注意を尽くさなかったた

め、一定の結果の発生を知るべくして知らなかったこと」（岩波小辞典『法律』第三版）と考えられて、知っていることが当然のこととして要求される度合いに応じて（cf. 1225b11-16）故意と見なされる。いわゆる「業務上の過失」や、さらに「未必の故意」の場合は、まさにその意味で重い責任が問われるのである。

行為が「故意」であるとか「意に反した」ものであるとかを、われわれは、「思考」という点に目を向けて語っていたのだということが、こうして明らかになる。「欲求」という点について言えば、それぞれの行為はさまざまな欲求に従い、またある行為は選択に従ってなされる。だが、それらの行為がさまざまな欲求のどれに従ってなされ、どれに反してなされたかは、その行為が故意であったか否かには関わりがない。また、故意の行為とは選択された行為のことであるとも言えない。これらのことが、いま裏付けられた。意志の弱さによる行為や意志の強さによる行為がいづれも故意の行為であると考えられるのは、それらに内在する欲求によってではなく、それらが共に、自分のなすことを「知っていて」なした行為であるからなのであった。

さて、こうして、自分のなすことを「知っていて」なすということが、行為が「故意」であることの原因であると判明した。だがそれでは、このことは「行為」の原因について何を明らかにするか。これについてのアリストテレス自身の説明はない。かれは上の定義を終えると直ちに、「選択」とは何かという問題の究明へと論を進めているからである。そこで、上の問に答えることはわれわれの仕事となる。しかしそのための材料は、すでにアリストテレスの論述の中に与えられているように思われる。

われわれの問題は、ある行為を「知っていて」なすということが、その行為が「故意」であることの原因であると

すると、その同じことは「行為」の原因でもあるか、ということである。だが、無条件にそのように言うことはできないと思われる。なぜなら、人はある行為を「知っている」ならばその行為をなす、とは言えないからである。「知っていて知らないふりをする」とか「見て見ぬふりをする」ということがある。これは、援助にせよ忠告にせよ制止にせよ、ある行為をなすべき状況にあることを知りながらその行為をしない、ということであろう。（この場合、行為をしないのは、意志の弱さによることもあろうし、また、それをしない方がよい別の理由があることもあろう。しかし、いづれにしても、そこに、ある行為をすることも可能なある状況が存在することは、認識しているわけである。）「知っていて」という事態を、よりアリストテレスの叙述に即したかたちにして、いまのことを言い替えるなら、目の前に居る人物が誰であり、自分が手にしている道具が何であり、これから自分がやろうとしている行為がどのような行為であって、それがどのような結果を引き起こすことになるかを正確に知っていたとしても、その認識だけからは行為が生ずるとはかぎらないのである。「思考そのものは何ものをも動かさない（EN 1139a35-36, cf. De anima 432b26-27, 433a22-23）。」行為が起るためには、それを欲求しなければならない。

実際、おそらく、「行為」は欲求なしにはないと思われる。したがって、「故意の行為」も欲求なしにはなく、「欲求」と「思考」によって成り立つと思われる。しかし、われわれは、この二つが故意の行為の原因であると単純に断言するわけにはいかない。なぜなら、われわれが見たところによれば、「思考」は行為が「故意」であることの原因であったが、「欲求」はそうではなかったからである。また、「欲求」は行為が「故意」であることの原因ではないにしても「行為」一般の原因と考えられるのではないか、という疑問に対しても、われわれはすでに答えておいた。（われわれはいま「行為」とは何であるかということ自体を探究しているのであること、また、欲求があれば行為がある

とはかぎらないこと、欲求に反した行為もあること、などが、そのときに言われた。）われわれは、故意の行為においてそれが「行為」であることの原因が欲求であり、それが「故意の」であることの原因が思考である、といった仕方でかたをつけるわけにはいかない。なぜなら、そのとき、「故意の」という規定は行為を行為たらしめる本質規定ではなく、行為のうちのある特殊な行為の種差を示す規定であることになるが、これは「故意の」という言葉についてのわれわれの日常的な理解に反するからであり、アリストテレスの探究の手順を無視したことにもなるからである。というのは、われわれはふつう故意の行為をある特殊な行為として扱っているのではなく、むしろ故意の行為こそが本来の行為であると考えている。アリストテレスも、このことに基づいて、「故意の」ということを人間が始めである行為の本質的規定と考えてこれを探究したのであった（cf. 1223a15-19）。「故意の」とは、やはり、「行為」そのものの本質的規定でなければならない。そして、この規定は「思考」によってなされ、「欲求」によってはなされない。

しかし他方、上に見たように、「故意の」ということは思考によって定義されるが「故意の行為」の全体を思考によって定義することはできない（なぜなら、欲求なしに行為はなく、思考は「故意の行為」を全体として生ぜしめる原因ではないから）とすれば、「故意の」という規定そのものが、行為の、本質的ではあるにしても部分的な規定であることになるだろう。つまり、簡単に言えば、「故意」ということの中には欲求が含まれず、しかも何らかの欲求なしには行為は存在しないから、「故意」という規定は行為の全体的規定ではなく、部分的規定にとどまることになる。そして同時に、思考は故意の行為の部分的原因であることになる。しかもさらに、以上のことから、実は「故意の行為」自体が、行為の表現としては部分的表現であると考えられることになる。というのは、故意の行為とは、具体的には、知っていて行なった欲望的行為や、知っていて行なった憤激的行為、および選択による（したがって、知っていて行

なった）行為などであるが、「故意の行為」という表現の中には、これらの行為のそのつどの原因となっている欲求が示されておらず、したがってこれらの行為のそれぞれを全体的に表現していないからである。

こうして、「故意の」という規定（および「故意の行為」という表現）は行為の部分的規定であり、したがって「知っていて」というその「思考」（認識）は、行為の、本質的ではあるが部分的な原因であることになる。では、この、部分的ではあるが本質的である「思考」とは何か。われわれはここで、故意の行為を成り立たせる思考について、さらに正確に把握しておく必要がある。

5　個別的行為の認識

さて、知っていてやった行為が故意の行為であった。したがってここで言う「思考」とは一種の知、言いかえれば一種の認識のことである。しかもそれは、自分が「誰に対して、何を用いて、何をしているか」（1225b6, 7, 1）を知っていることであるから、行為を構成する個別的要素ないしは状況（cf. EN 1110b33-1111a1, a23-24）の認識である。そして、これらの個別状況について知らずにやってしまったことが、意に反した行為である。

行為の個別的要素として、アリストテレスは、（1）行為する自分が誰であるか（これを知らないことはほとんどありえないが）、（2）何をしようとしているか、（3）何に関して、あるいはどういう状況の中で、などを挙げ、さらに場合により、（4）何を（道具として）用いて、（5）何のために（たとえば、相手を救助するために）、（6）どういうふうに（たとえば、激しくとか、穏やかにとか）その行為をしようとしているか、などの要素があると考えてい

る（cf. EN 1111a3-6）。そして、これらのなかで最も重要なのはその行為が何であるか、すなわち何のためになされているかである、としている（cf. EN 1111a17-19）。（EEでは行為の構成要素として、誰に対して、どのような手段で、何のために（あるいは何を）、などが挙げられていた（cf. 1225b2, 3-5, 6, 7）。ENの方が表現はより精確であるが、実質は変らない。）

ここで、行為が故意であるか否かに関わるのは行為の個別的要素についての認識であるという点が重要である。人が自らの行為を認識に基づいて行なっているとかいないとかは、行為の一般的目的についても言われうる。すなわち、人が一般に何をなすべきかについても、知と無知があり、「邪悪な人はすべて何をなすべきかを知らず、また何から遠ざかるべきかを知らない。そしてこのような誤りのゆえに不正な人になり、悪しき人になる。」（EN 1110b28-30）。だが、「意に反してとは、人が自分のためになることを知らないという場合に本来言われるべきことではない。なぜなら、選択における一般的な無知は意に反することの原因ではなく、邪悪の原因だからである。というのは、そのような無知は非難されるからである」（EN 1110b30-33）。「意に反することの原因となるのは、むしろ行為を構成する個別の要素ないし状況についての不知である。なぜなら、憐れみや同情が寄せられるのはそのような場合だからである」（EN 1110b33-1111a2）。したがって、さきに行為を構成する個別的要素として挙げられたもののうち、行為が「何のために」なされるかは、行為の一般的目的（なにが善であるか、何をなすべきか）ではなく、個別的目的（何をしようとしているか）を意味する。それはたとえば、「命を救うために」（EE 1225b4, EN 1111a5, 13-14）とか、「ただ（石弓などの仕掛けを）見せるだけのため」（EN 1111a10）といった目的（あるいはむしろ、意図、ないしは、つもり）である。そして、これについての不知――一般的な「無知」ではないのであえてこう言うとして――と

は、これらの目的ないしは意図とは違った結果が生ずることを知らなかったこと、つまり救うつもりで殺してしまったとか、見せるだけのつもりが発射してしまったといったことを指す。したがって、個別的目的ないし意図についての不知とは、その行為の個別的な結果を知らなかったことであると言ってよいだろう。「個別的結果」とは、意図していたその一つの行為の結末というほどの意味である。たとえば、「エジプトへ渡った結果「病気にかかった」という行為においては、「エジプトへ渡った」というのがその行為の結末である。エジプトへ渡った結果「病気にかかった」とか「不幸になった」とかいうこともあろうが、この意味での結果については知っていなくても、「エジプトへ渡る」という行為は故意でありうる。こうして、故為の行為とは、それを構成する個別的要素を知っていてなした行為である。

すでに見たように、この個別的要素としてはいろいろ考えられるが、その中で最も重要なのは、「何をしているか、すなわち何のためにしているか」である、とアリストテレスは言う（EN 1111a17-19）。「何のために」とは、上述のとおり、個別的目的つまり意図のことであるが、なぜこれが重要であるかと言えば、この意味での目的が達成されたときに一つの行為がなされたことになるからであろう。というのは、たとえば「命を救う」という行為の個別的目的は、まさに「命を救う」ことであり、それはいくつかの手段（たとえば、薬によって、あるいは温めることによって）や仕方（徐々にとか、急いでとか）で達成しうるが、この行為が意に反したものになるのは、これらの仕方ないし手段のいくつかについて思い誤ったときであるというよりは、むしろ、なによりも、「命を救う」ことができず、それとは全く別の思いがけない行為になってしまった場合だからである。つまり、「命を救う」という目的が達成されさえすれば、この行為の細部が多少意に反したものであっても、一つの全体としての行為はほぼ成立したことになる。しかし逆に、かりにその手段と仕方がほとんど思いどおりにいったとしても、「命を救う」ことに失敗しそれとは別の思

いがけない結果を引き起こしてしまったならば（というのは、そのようなこともあり得ようから）、これは意に反した行為となるのである。

（もっとも、右に言われたことは、われわれがある行為の結果に満足を感ずるかどうかというのとは話が別である。なされた行為に対する満足度を問題にするなら、行為の個別的目的の達成つまり個別的行為の実現は、必ずしも決定的ではない。命を救うには救ったが犠牲があまりにも大きかった、ということがある。この場合、当の行為は実現しても、満足すべき結果からはほど遠いかもしれない。また、行為そのものは達成しても、そこでもちいられた手段や、事態の成り行きや、そのほか行為のなされ方が意に添わなかったときには、こんなことならむしろ初めからやらない方がよかったと後悔することもある。こういった場合には、行為の大枠よりもその細部が意味をもつ。細部が欠ければ行為そのものが成り立たなくなる。行為のこのような性格は、音楽の演奏その他の芸術活動においておそらく最も顕著となるが、倫理的な行為においてもそれに劣らず同様の事態が現われる。だがこれらの疑問には、二とおりに答えることができる。一つは、それにもかかわらず個別的行為はなされたのだという答であり、もう一つの答は、たしかにそのとき個別的行為はなされなかったと承認することである。まず前者を採ると、「不満足」とか「不本意」とか「意に添わない」とかいうことと「故意」ということとは違う、というのがその説明である。行為の結果に対してどれほど不満でありまた後悔しようとも、その個別の行為を意図してそれが実現したのであれば、それは故意の行為である。さもなければ、人間の行為に故意の行為はほとんど一つもないことになってしまうだろう。行為の結果に百パーセントの満足を感じないのが、むしろ人間の常であり、ときには「成功の空しさ」にさえ襲われるからである。自分が本当に望んでいることに無知であるのがわれわれ人間である。しかし、すでに見たように、この意味での無知

は、行為が「意に反した」ものであることの原因ではない。もう一つの説明はこうである。たしかに、行為は、その細部が一部でも実現しないとき、はなはだ不本意な行為であったということになり、その行為の大体が実現したということがほとんど意味を失うことがある。細部が本質的な意味をもつのはそういう場合である。だがそのときは、まさに当の個別的行為そのものが実現しなかったのである。なにが「個別的行為」であるかは、行為の始めの意図がどう捉えられていたか、つまりどういう行為をしようとしていたかによる。これが個別的目的であって、これが達成されたとき個別的行為が実現し、故意の行為が成立する。明確な一つの意図がなければ、明確な一つの行為は存在しない。

以上のことからすでに明らかであろうように、行為を構成する要素のうち、行為の個別的目的とは、個別的行為それ自体を言い表わすものにほかならない。というのは、「何をしているのか」と問われたとき、たとえば「この人の命を救おうとしているのだ」と、行為の目的を答えれば、それが、「命を救う」という行為そのものを答えたことになるからである。（EEⅡ9で、「何のために」（1225b1）が「何を」（1225b6, 7）と言い替えられているのも、この理由によると思われる。）こうして、故意の行為とは行為の個別的な構成要素を認識している行為であり、それは結局、行為の個別的目的を認識している行為であるが、これはさらに、自分が「何をしているか」を知っている行為、つまり個別的行為そのものを認識している行為であると言い替えることができる。（これが結局、行為の個別的結果を知っていて行なった行為を意味することは、すでに見た。たとえば、ひとを「救う」という行為を、そのつもりで行い、そのとおりの結果が得られれば、それは故意の行為である。）したがって、故意の行為を成り立たせている思考とは、単純に、個別的行為の認識であると言ってよいことになる。故意の行為を成り立たせる「思考」について、アリストテレ

スがEEⅡ9で述べたことの意味をわれわれは以上のように理解することができる。

6　言葉による個別的行為の認識

さてそれでは、「故意の行為」を成り立たせる、個別的行為の認識は、何らかの意味で「行為」を成り立たせる原因になるのだろうか。そしてもしそうであるなら、どのような意味でそう言えるのか。おそらく、われわれはまだこのことに十分に答えられる地点まで到達していない。アリストテレスが、上の結論に続けて直ちに、「選択」とは何かの問題の考察にとりかかっているのも、本来の意味での行為の原因である「選択」が明らかになって初めて、そのことが知られてくるからにほかならないと思われる。しかし、それはそれとして、われわれはいま上掲の問をいわば予見的に考察しておくことは許されるだろう。

その考察の手掛りは、予見的に言えば、「行為」と「言葉」の関係にあるのではないだろうか。アリストテレスとわれわれは「人間がその始めである行為」の探究にとりかかり、「故意の」、そして「選択」された行為がそれであると見当をつけたのだった。とすれば、翻って、「故意の」行為および「選択」された行為は「言葉をもつ」人間の営みとして把握されることになるのではあるまいか。つまり、故意の行為も、何らか「言葉による」行為であるがゆえに「人間の」行為であるのではないか、という予感がわれわれにはある。

すでに述べたように、故意の行為において、ひとは自分が「何をしているか」を認識しているが、そこでは個別的行為が、多かれ少なかれ言葉によって認識（思考）されていると思われる。つまり、「何をしているか」と訊かれて、

たいていは、「これこれのことをしている」と答えることができる。また、一日の終りに今日は何と何をしたかを思い、明日は何をしようかと考える。こうして人々の行為は、およそのところ、言葉によって成り立っているといってよい。ただし、勿論、すべての故意の行為がそのあらゆる細部に至るまで言葉によって認識され、それによって成立しているわけではない。特に、行為を構成する個別的要素のうち、「どういうふうに」その行為をしているかは、言葉によっては意識されていないことの方が多い。一般に、一つの行為というものは、分析してみれば無数の部分的動作から構成されているとも見られ、それらの動作は言葉によって把握されていないのがむしろ普通である。しかし、故意の行為におけるそれらの動作の集まりは、たとえば「命を救う」という一つのまとまった行為として了解されている。そして、この一つ一つの行為は、人間の行為においては、たいていは、少なくとも思考の中で言葉によって把握されていると言ってよい。

実際、故意の行為と意に反した行為の別も、言葉なしには成立しない。故意の行為とは、たとえば、「薬を飲ませる」つもりでそのとおり「薬を飲ませた」行為であり、意に反した行為とは、「薬を飲ませる」つもりで「毒をのませてしまった」行為であるが、この区別は、言葉なしには成り立たない。なぜなら、行為の目的ないし意図は言葉によってのみ存立するのであり、目的や意図がなければ、ただのっぺらぼうな一つづきの行動あるいは出来事だけがあり、意図と結果の間の不一致も一致も問題にならず、したがってその行為が故意のものか意に反したものかは意味をもたないことになろうからである。

以上によれば、故意の行為とは行為の個別的目的すなわち行為それ自体を認識している行為であり、しかも言葉によって成立する行為であることになる。

だがそれでは、「子供も、人間以外の動物も、故意に行為する」(EN 1111a26, b8-9) と思われるのはなぜか。犬は主人と他人を見分け、見知らぬ者には吠えかかるが、主人には尻尾を振る。生まれたばかりの赤ん坊も、母親の乳首を探り当てる。言葉を持たない者も、一種の認識を持ち、これによって故意の行為をするように見える。これに対するわれわれの答はこうである——たしかに、かれらはそれらの行為を故意にしているように見え、われわれもそのように語っている。しかし、それはわれわれ人間の行為との類比によるのである。つまり、われわれは、犬が「吠えかかろう」と意図したとわれわれが言葉で解するかぎりにおいて、犬の行動を故意のものと見做すのである。というのは、もし犬がほんとうに故意の行為をするのであれば、犬は意に反した行為もするのでなければならない。ところがこれは単に意図しなかった行為のことではなく、むしろ何らかの意図が裏切られた行為のことである。したがって、意に反した行為においては、自分がその行為をしたことに対して「苦痛を感じ、後悔を伴なう」(EN 1110b18-24, 1111a19-21) のでなければならない。ところが、犬は、たしかにわれわれから見れば、犬の意図に反した失敗をやらかし、過失も犯すように見えるけれども、その失敗や過失そのものに対して苦痛を感じたり後悔したりはしない。少くとも、われわれはまだ、犬が自分の失敗を恥づかしがったり、照れ笑いを浮べているところを見たことがない。動物は、自分が何をしているかを知っていない。そのかぎり、故意の行為は本来は人間のものなのである。

故意の行為が本来は言葉なしには存在しないということは、人間の行為の原因を探究するわれわれにとって、きわめて重要な点であると思われる。そのことは論述の進展につれて明らかになるだろう。しかし、ここで一つ確認しておかなければならないのは、故意の行為が言葉によって成り立つといっても、このときの言葉とはある限られた意味でのそれにすぎないことである。すなわち、故意の行為においては、当の個別的行為が言葉によって把握されている

とはいうものの、その言葉とは単に行為の事実を言表しただけのもので、ここではまだ言葉のもつ論理が全く機能していないということがありうる。人は、故意の行為において、たとえば、自分がいま「水を飲んでいる」ということを知っているだろう。しかしかれはその行為を、たとえば、「自分がいま水を飲むことは疲労の回復になる」と考えて行なったわけではなく、ただ欲求のおもむくままに喉を潤しているだけかもしれない。あるいはもしかすると、かれがそのとき水を飲むことはむしろ疲労を増すおそれがあり、かれ自身そのことを知識としては有していながら、つい忘れて飲んでしまっているということもありうる。これらの場合には、かれが自らの行為を「水を飲む」という言葉で自覚していたとしても、そのこと自体は大した意味をもたない。なぜなら、かれの行為は、言葉による思考によって抑制されることも促進されることもなく、言葉はそこでは何の役割も果していないからである。言葉の言葉としての働きの一つは、語と語、あるいは言明と言明が互いにある関係をもつこと、つまり言葉が論理をもつことである。（ここでいう論理とは、言葉どうしの関係の中に映された事柄どうしの関係のことである。したがって、たとえば「水を飲む」ことと「疲労を回復する」こととは、論理的関係をもちうる。すなわち、もしいま「疲労を回復する」ことが善いことであり、いま「水を飲めば疲労が回復する」ならば、いま「水を飲む」のが善い、ということになる。）ところが故意の行為は、たしかに言葉によって成り立つとはいえ、その意味は、その行為が論理的思考によってなされる（すなわち、その行為が善いからその行為をする）ということではなく、ただ単にその個別的行為が言葉に表現されて認識されているというだけの意味にすぎない。このような認識は、動物の行動を導く個別的な表象（phantasia）（cf. EN 1147b5）とほとんど変わらない。（動物も故意に行為すると思われるのはそのためである。）違うのは、それが思考の中で、あるいは現実に、言葉に言い表わされているという点だけである。

以上のことは、故意の行為が欲求によっては定義されないという、前述のことと密接に関係する。故意の行為を故意のものたらしめる特定の欲求が存在しないことはすでに見たとおりであるが、このことは言いかえれば、故意の行為における欲求が、欲望や憤激でもありうる（そのほかに、願望や選択であってもよいが）ということであった。とすれば、それはさらに、故意の行為が、個別的行為の認識という面では言葉によっているが、欲求という面では言葉と全く無関係でありうることを意味する。なぜなら、欲望と憤激は動物にもあると考えられるからである。したがって、人は故意の行為を言葉によって欲求するのではない。

行為を言葉によって欲求する（正確に言えば、願望するとか、あるいはむしろ、選択すると言うべきであるが）とは、その行為を「善い」と思ってする場合のことである。たとえば、「水を飲むのが善い」と考えて、そのゆえに「水を飲む」ことを欲求（ただしくは、選択）し、これを行なう場合のことである。というのは、ここには、

（1）　水を飲むのが善いから水を飲む

という論理的な結びつきがあるからである。なぜなら、人はこのような行為を理性的な行為と呼ぶのであり、理性的とは論理的であることにほかならないからである。

（ここに言う「理性的」ないし「論理的」とは、一人の人の思考の中に言葉の連関があることを指す。したがって、不正な人間や放埒な人間の行為も、一応は、論理的であり理性的でありうる。たとえば、放埒な人は快楽を善と考えて美食家となり、不正な人は自分が得をすれば善いと考えて他人の分を侵すが、これらの人々も、自分が「善い」と思うところを行なうかぎり、論理的かつ理性的に行為している。理性と論理に反することをなすのは、むしろ意志の弱い人である。これは、自分が善いと思うところを行なわず、悪いと知りつつこれをなす人だからである。もっとも、

不正な人やその他の邪悪な人も、自分にとって何が本当に善いかを知らないから、本来の意味で論理的であるのではない。本来の意味で論理的であり理性的であるのは、言うまでもなく、自分にとって何が善いかを知っている人、すなわち正しい人や、その他一般に徳をそなえた人である。）

これに対して、欲求（ここでは普通の意味でのそれ、すなわち欲望と憤激と願望）に従った行為は、言葉の論理に従った行為ではない。なぜなら、

（2）　水を飲みたいから、水を飲む

というのは論理的ではないからである。なぜかと言えば、もしもこれが論理的な行為であれば、

（3）　水を飲みたいけれど、水は飲まない

という行為は論理に反した、反理性的な行為であることになろうが、実際には、むしろこの方が理性的な行為である場合が多い。というのは、（3）の意味は、たいていは、

（4）　水を飲みたいけれど、水は飲まないほうが善いから、水は飲まない

ということであり、ここでは水を飲まないことの方が理屈にあっている。また、（2）のような行為が論理的とは言えないことは、意志の弱い人の行為からも明らかである。というのはかれは、

（5）　水を飲まないほうが善いけれども、水が飲みたいから、水を飲む

人であるが、このような行為は理性に反する行為だからである。（もっとも、（2）そのものは、反理性的ではなくて、非理性的なのである。）

このように、欲求に従った（（2）や（5）のような）行為は、言葉の論理に従った行為ではない。しかし、それは

故意の行為ではありうる。なぜなら、人はこのような場合、自分の行為をそれと知って（すなわち、自分が「水を飲んでいる」ことを認識しつつ）行為していることが、いくらでもある、というよりはむしろ普通のことだからである。こうして、故意の行為は、欲求の面では、欲望や憤激に従っている場合がありえ、したがってそのかぎり、十分な意味で言葉によって成立するとは言えない。

しかしそれにもかかわらず、故意の行為が言葉によって個別的行為を認識するところに成立するという事態は、人間の行為の成り立ちに決定的に重要な意味をもつと思われる。というのは、本来の意味での人間の行為は言葉の論理によって成り立つ行為であるが（そして、実は、選択による行為がそれなのであるが）、故意の行為は、言葉によって認識された個別的行為であることによって、まだそれだけでは論理的ではないにしても、この本来の論理的な行為の中にその構成部分として組み込まれえ、そこに位置を占めうることになるからである。すなわち、さきの例でいえば、「水を飲む」という故意の行為は、このように言葉によって認識されることによって、「水を飲むのが善いから、水を飲む」という論理的な行為の構成部分となることができる。しかもこのことは、逆に言えば、人が故意の行為においてその個別的行為を言葉によって認識するということがなければ、論理的な行為（すなわち、選択による行為）なるものが成り立たないことを意味する。なぜなら、人がもし「水を飲むのが善い」と知っていたとしても、かれがいまやっていることがまさに「水を飲む」という行為であるとの認識が成立しないとしたら、「水を飲むのが善いから、水を飲む」という論理のつながりも、現実の行為として成り立っているのかいないのか、分らないことになってしまうからである。

以上が、故意の行為をめぐる、EEⅡ7—9におけるアリストテレスの探究についての、われわれの理解である。これによってわれわれは、人間の「行為」について、少くとも部分的な理解を得ることができたと言ってよいだろう。この論究の始めにわれわれは、アリストテレスの行為論が明らかにしたことは、行為の原因は欲求ではなくて選択であること、本来の意味での行為は選択された行為であり、故意の行為はその部分、あるいは部分的実現であること、行為が目指し、行為を成り立たせるものは快ではなくて善であること、そしてさらに、行為は言葉によって成立するものであり、善い行為のみが行為として成立すること、などであると述べた。これらのことの意味も、いま、部分的には理解された。しかし、その全体的理解は、本来の意味での人間の行為である「選択」された行為が明らかにされたとき、初めて明らかになるはずである。アリストテレスも、続けてEEⅡ10において、「選択」とは何かについて論じ、かれの行為論を完結させている。したがって、われわれにとっても、それがつぎの仕事であることになろう。